

## 駿河台大学教育研究等環境の整備について

本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、「駿河台大学憲章」に定めた教育・研究・地域との協働と、各学部・研究科の教育目的・目標をふまえ、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備の方向については、以下による。

本学は、大学設置基準に定める十分な校地・校舎を配備することはもとより、安心・安全で衛生的な環境、防災及びバリアフリーにも配慮した施設・設備の充実に努める。さらに、学生の主体的学習を促す環境の整備、情報通信技術 (ICT) やネットワーク環境の充実とその活用の促進を図り、情報倫理の確立も推進していく。

また、教員の研究環境の整備にも配慮しつつ、教育研究活動の向上と地域社会の発展に貢献するとともに、関連部局において、教育研究等環境の適切性に関する定期的な点検・評価を行うことにより、改善・向上に努めるものとする。

### 1. 校地・校舎、施設及び設備等の整備

- (1) 学生の学習及び課外活動と教職員の教育研究活動等に必要な校舎及び施設・設備の維持管理、安全性及び衛生面の管理を行うなど、施設・設備の充実に努める。
- (2) 「駿河台大学消防計画」、「学校法人駿河台大学災害時の危機管理規程」及び「学校法人駿河台大学衛生委員会規程」に基づき、防災及びバリアフリー等への対応を推進し、快適なキャンパス環境の維持・整備に努める。
- (3) 学生の主体的な学びを促進するため、ラーニング・コモンズや自習室など、学生の自己実現が図れる環境の整備に努める。
- (4) 多様な学びのためのICT環境整備、ネットワーク機器等の充実に努めるとともに、情報倫理の確立に取り組む。
- (5) 地域に根ざした大学として「地域の教育力」を尊重し、地域社会と協力しながら、地域社会の活性化に努め、社会人の再学習や生涯学習の機会を提供し、発展に貢献する。

### 2. 図書館及び学術情報サービスの整備

- (1) 学生の学習及び教職員の教育研究活動に必要な図書・学術雑誌・電子情報等の学術情報資料を適切に整備する。
- (2) 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他大学の図書館とのネットワークを整備し、効率的かつ安定したサービスの提供に努める。
- (3) 様々な学術情報サービスへのアクセス充実に取り組み、利用者からのニーズに対応できる環境を整備する。
- (4) 学生の学習に配慮し、閲覧席の確保、各種サービス等の改善により、適切な図書館利用環境を提供する。

### **3. 教育研究活動の支援等**

- (1) 学内研究助成制度の運用によって教育研究活動を促進させ、組織的な支援体制を講じる。
- (2) SA(スチューデントアシスタント)制度の活用を推進し、学生の学習支援に努める。
- (3) 他大学、産業界、自治体等と連携した共同研究・共同事業を支援し、地域の課題に取り組む教育研究活動を推進する。

### **4. 研究倫理**

- (1) 研究活動における不正行為の防止及び対応に取り組む組織体制を整えとともに、教職員に対するコンプライアンス教育を定期的実施する。
- (2) 研究活動が本学の研究倫理基準に基づいて実施されるよう、学内審査を適切に実施するとともに、全学的な研修等を通じて研究倫理に関する教育を推進する。

### **5. 教育研究等環境の適切性の検証**

大学として、更なる改善・向上に向けた取り組みを行うため、関連部局において、教育研究等環境の適切性に関する定期的な点検・評価を実施することとする。

以上